資料２－３

宮城県環境基本計画（第5期）（中間案）参考資料

【目　次】

1　計画体系図

2　国の推計による宮城県の将来の人口

3　環境に関する県民・事業者意識調査結果の概要

4　有識者・先進事例訪問調査

5　環境基本条例

1　計画体系図

新・宮城の将来ビジョン —（個別計画）→ **宮城県環境基本計画**

環境基本条例 → **宮城県環境基本計画**

根拠法令
- 行動計画：環境教育等促進法
- 地域計画：環境基本法

個別計画等

安心・安全な生活環境
大気汚染防止法／水質汚濁防止法／騒音規制法／振動規制法／ダイオキシン類対策特別措置法／悪臭防止法／宮城県公害防止条例等

生物多様性／ネイチャーポジティブ
- 宮城県自然環境保全基本方針
- 宮城県生物多様性地域戦略
- 宮城県水循環保全基本計画
  - 流域水循環計画

循環型社会／サーキュラーエコノミー
- 宮城県循環型社会形成推進計画

脱炭素／カーボンニュートラル
- みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略

関連計画

生物多様性／ネイチャーポジティブ関連
- 宮城県自然環境保全基本方針
- 宮城県みどりの食料システム戦略推進基本計画
- みやぎ農業農村整備基本計画
- 水産業の振興に関する基本的な計画
- 河川整備基本方針・河川整備計画
- 都市計画区域マスタープラン
- 宮城県教育振興基本計画
- 宮城県環境教育基本方針
- みやぎ子ども・若者育成支援計画
- 甦る水環境みやぎ【宮城県生活排水処理基本構想】
- 国有林の地域別の森林計画（宮城南部森林計画区）（宮城北部森林計画区）
- 地域森林計画（宮城北部・宮城南部森林計画区）
- みやぎ森と緑の県民条例基本計画～新みやぎ森林・林業の将来ビジョン～
- 多面的機能支払の実施に関する基本方針
- 宮城県水道ビジョン
- 宮城県企業局新水道ビジョン
- 宮城県藻場ビジョン
- 釜房ダム貯水池湖沼水質保全計画
- 伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画
- 公共用水域水質測定計画
- 広域緑地計画

循環型社会／サーキュラーエコノミー関連
- 宮城県災害廃棄物処理計画
- 宮城県ごみ処理広域化計画
- 宮城県食品ロス削減推進計画　※個別計画に包含
- 宮城県分別収集促進計画（第11期）
- 宮城県海岸漂着物対策地域計画

脱炭素／カーボンニュートラル関連
- 宮城県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）　※個別計画に包含
- 宮城県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）　※個別計画に包含
- 宮城県気候変動適応計画　※個別計画に包含
- 再生可能エネルギー・省エネルギー計画　※個別計画に包含

２　国の推計による宮城県の将来の人口

国の推計による宮城県の将来の人口①

宮城県

ポイント	➢ 国立社会保障・人口問題研究所の推計…2045年の宮城県の人口＝約180万９千人になる見込み ➢ 生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（14歳以下）は，今後さらに減少 ➢ 老年人口（65歳以上）は増加し，2045年の高齢化率は40.3%になる見込み

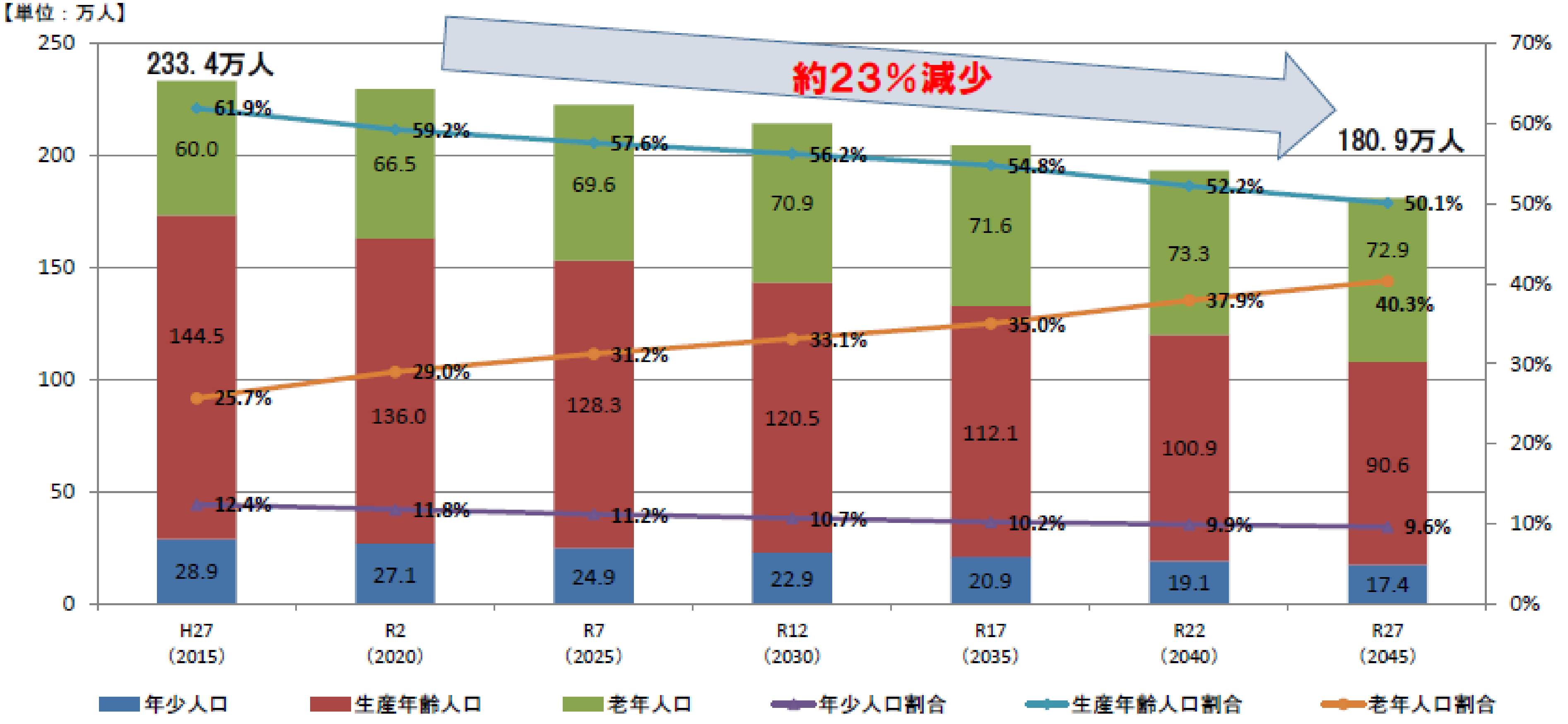

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30年３月推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）

10

復興へ頑張ろう！みやぎ

国の推計による宮城県の将来の人口②

宮城県

○ 仙台都市圏とその他の圏域とで比較すると，仙台都市圏以外の人口が減ることで，仙台都市圏への転入者も減り，これまで増加傾向にあった仙台都市圏においても人口が減少するため，県全体で人口減少が進展する見込み

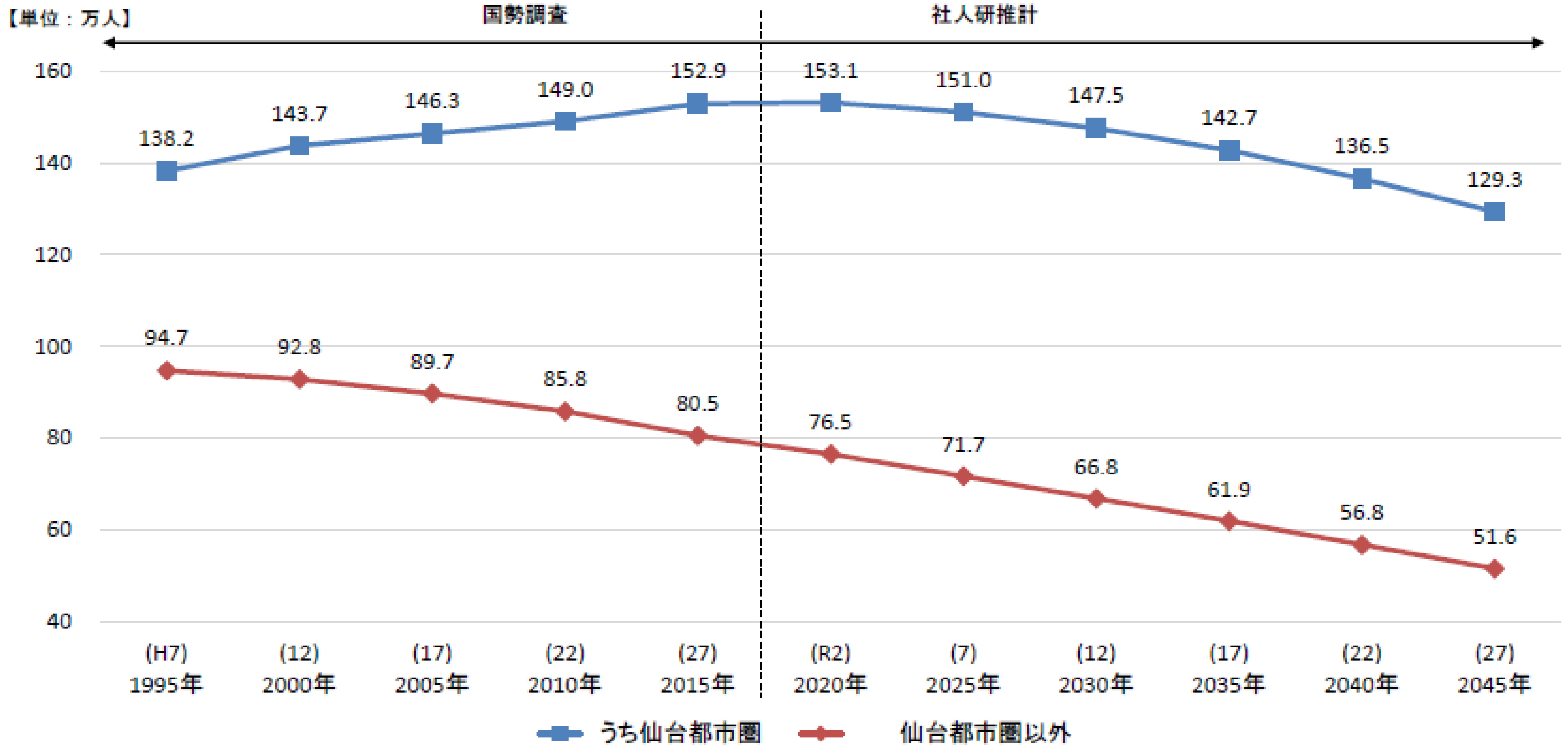

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30年３月推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）

11

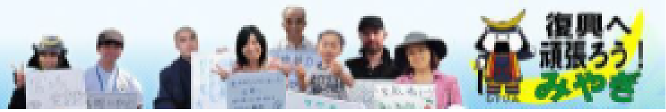

国の推計による宮城県の将来の人口③

宮城県

○ 仙台都市圏以外の各圏域を比較すると，各圏域において人口減少が加速することが見込まれるが，圏域によって人口減少の進行度合いに差が生じている

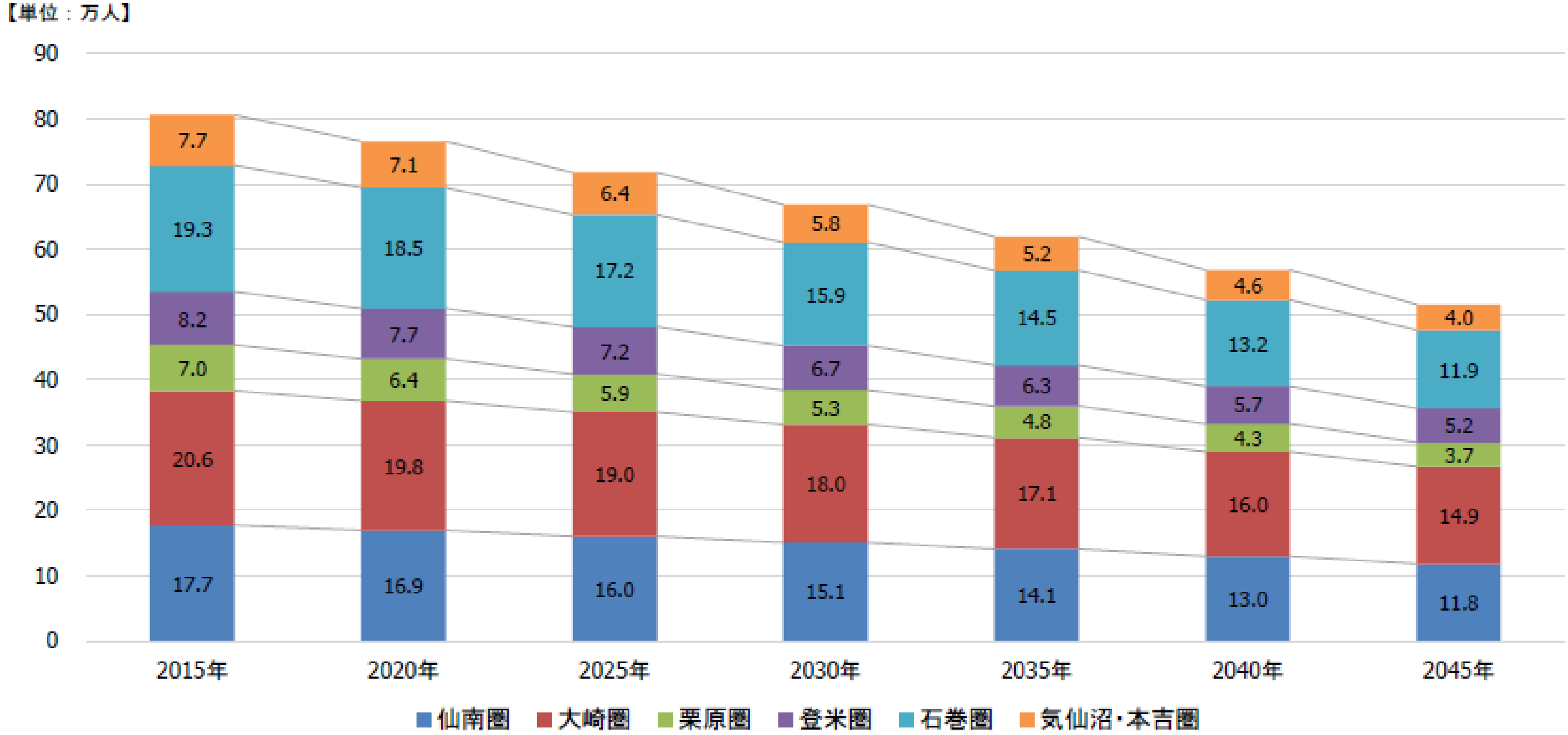

出典：「日本の地域別将来推計人口（平成30年３月推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）

12

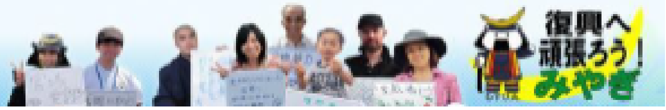

出典:宮城県HP https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/seisaku/vision2021.html

3　環境に関する県民・事業者意識調査結果の概要

1　調査の趣旨

宮城県環境基本計画の策定にあたり、県民や事業者の環境に関する意識や満足度、取組状況、2050年の将来に望むこと等を調査し、計画策定等の参考とするもの。

2　調査の概要

(1)県民意識調査

ア　実施期間：令和8年5月26日(火)から6月7日(日)まで

イ　実施方法：みやぎ公式県民アプリ

ウ　内容：全10問

Q1 環境問題への関心、Q2 環境の満足度、
Q3 10年前との環境の変化、Q4 重要だと思う環境分野、
Q5 取組を進めるときに大切なこと、
Q6 今後取り組みたいこと、Q7 取組のための後押し、
Q8 これからも住み続けたいか、Q9 2050年の宮城県の環境、
Q10　将来の環境や地域に望むこと(自由記述)

エ　回答結果：18,724名

(2)事業者意識調査

ア　実施期間：令和8年6月1日(月)から6月14日(日)まで

イ　実施方法：Logoフォーム

ウ　内容：10問

Q1 事業所の人数・代表的な事業等、
Q2 環境への取組の位置付け、Q3 10年前との重要性の変化、
Q3-2 重要性が高まっている場合の主な理由、
Q4 環境対策の実施状況(8項目)、Q4-2 未実施の主な要因、
Q5 連携して実施している/今後できる活動、
Q6 県の環境施策に求めるもの、
Q7 環境活動で特に力を入れていること(自由記述)
Q8 2050年の宮城県の環境に望むこと(自由記述)、
Q9 その他(自由記述)、Q10事業者名(任意)

エ　回答結果：292者

3　調査結果の概要

(1)県民意識調査

・環境問題への関心度は 85.9%(非常に関心がある 30.2%＋やや関心がある 55.7%)であった。

・現在の地域環境への満足度は 63.1% (満足している17.6%＋やや満足している45.5%) 、定住意向(住み続けたい)は 80.7%(そう思う55.7%＋ややそう思う24.9%)であった。

・今後特に重要だと思う分野は「気候変動・異常気象への備え」(57.7%)であり、2050年に望む環境の姿は「災害に強く安心して暮らせる」(67.5%)が最も多い結果となった。

(2)事業者意識調査

・環境への取組を「社会的責任・地域貢献」と位置付ける事業者が 53.1%と最も多い結果となった。次いで「経営課題」と捉える事業者が 36.3%であった。

・10 年前と比べ環境への取組の重要性が「高まっている」と答えた事業者は78.5%(高まっている37.7%＋やや高まっている40.8%)であった。

・環境対策の実施状況は分野ごとに差があり、「廃棄物削減・リサイクル推進」(80.8%)や「節電・省エネや高効率設備の導入」(79.5%)は実施率が高かった一方、最も実施率が低かった「再生可能エネルギーや電気自動車等の導入」は32.2%であった。

・県の環境施策で、最も重要だと思う施策は「省エネ設備・高効率機器の導入支援」であり、もっとがんばるべきとする施策も「省エネ設備・高効率機器の導入支援」であった。

４　有識者・先進事例訪問調査

（１）実施期間：令和８年５月から７月まで
（２）実施方法：訪問又はオンライン調査
（３）調査内容：公表されている取組について、取組・研究に至った経緯・課題感や解決のための基本方針や工夫の過程、今後目指されている方向性やその根底にある考え方などについて聞き取り調査を行った。

分野	訪問先数	訪問先内訳
脱炭素	8件	大学　2、企業　3、自治体　3
資源循環	3件	企業　1、自治体　2
自然共生	4件	大学　1、企業　1、自治体　2
生活環境	2件	大学　1、国　1
基本計画	2件	大学　1、自治体　1
合計	19件	大学　5、国　1、自治体　8、企業　5

※分野については、当該分野に限らず横断的に伺っているケースもある。

5　環境基本条例

前文
　私たちのふるさと宮城は、豊かな森と海の恵みの中で、先人のたゆまぬ努力により、個性的な伝統や文化をはぐくんできた。
　しかしながら、近年の飛躍的な社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーの大量消費がもたらされ、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響が及ぶこととなり、ひいては、人類共通の生活の基盤である地球の環境まで脅かされるに至っている。
　未来に託す私たちの県土は、豊かで美しくあらねばならない。
　私たちは、自然との対話と交流を図りながら、環境のもたらす恵みに思いをいたし、あらゆる活動において良好な環境の保全及び創造に努めるという新しい価値観に支えられた環境文化を築いていかなければならない。
　私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全する責任と義務を担っており、あらゆる活動において環境に配慮しながら、豊かで美しい県土の構築を進め、将来の世代に引き継いでいく使命を有している。
　このような認識の下に、県土の良好な環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

第1章　総則
（目的）
第1条　この条例は、良好な環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
（定義）
第2条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
2　この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）
第3条　良好な環境の保全及び創造は、県民が健康で快適な生活を営むことができるように、人と自然が共生できる県土を構築し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
2　良好な環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土を構築することを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
3　地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において環境への負荷の低減を図ることにより、推進されなければならない。
（県の責務）
第4条　県は、良好な環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
2　県は、良好な環境の保全及び創造を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う良好な環境の保全及び創造に関する施策について支援するよう努めるものとする。
（市町村の責務）
第5条　市町村は、良好な環境の保全及び創造に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
（事業者の責務）
第6条　事業者は、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全のために必要な措置を講ずる責務を有する。
2　前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。
（県民の責務）
第7条　県民は、その日常生活において、環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。
2　前項に定めるもののほか、県民は、良好な環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する良好な環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章　良好な環境の保全及び創造に関する基本的施策

（環境への配慮）

第8条　県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全を図る見地から、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

（環境基本計画）

第9条　知事は、良好な環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　良好な環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4　知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県環境審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5　知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（宮城県環境白書）

第10条　知事は、毎年、環境の状況並びに県が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにした宮城県環境白書を作成し、これを公表しなければならない。

第3章　良好な環境の保全及び創造を推進するための施策

（環境影響評価の推進）

第11条　県は、土地の形状の変更、工作物の設置等の事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制の措置）

第12条　県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2　県は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3　前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第13条　県は、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の良好な環境の保全及び創造のための適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（森林及び緑地の保全等）

第14条　県は、人と自然が触れ合う緑豊かな県土の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

（公共的施設の整備等）

第15条　県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2　県は、公園その他の公共的施設の整備その他の良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（廃棄物の減量の促進等）

第16条　県は、環境への負荷の低減を図るため、県民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2　県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めなければならない。

（環境管理体制の整備の推進）

第17条　県は、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行う事業者が、環境への負荷の低減を図るため、その事業活動を行うに当たり自主的に環境管理に関する体制の整備を推進することができるように、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（環境教育の振興等）

第18条　県は、市町村、関係機関及び関係団体と協力して、良好な環境の保全及び創造に関し、教育及び学習の振興並びに広報活動の充実を図ることにより、県民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の良好な環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進）

第19条　県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）
第20条　県は、第18条の良好な環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う良好な環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の良好な環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。
（調査研究の実施）
第21条　県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査研究その他の良好な環境の保全及び創造のための施策の策定に必要な調査研究を実施するものとする。
（監視、測定等）
第22条　県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。
２　県は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。
（地球環境の保全の推進）
第23条　県は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。
２　県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等と連携し、地球環境の保全に資する情報の提供、環境の状況の監視及び測定等を実施することにより、地球環境の保全に資する国際協力を推進するよう努めるものとする。
（国及び他の地方公共団体との協力）
第24条　県は、良好な環境の保全及び創造に関し、広域的な取組が必要とされる施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。
（財政上の措置）
第25条　県は、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。